

諮問庁：国立大学法人筑波大学

諮問日：平成28年4月25日（平成28年（独情）諮問第40号）

答申日：平成28年10月11日（平成28年度（独情）答申第39号）

事件名：「大学附属病院における看護師のメンタルヘルスに関する研究」に係る医学医療系医の倫理委員会審査申請書（変更申請）等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、別紙の3に掲げる文書を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人筑波大学（以下「筑波大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年1月15日付け筑大法訟務第15-129号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 趣旨1

「法人文書不存在」ではなく、「法人文書として不存在」の理由で開示されなかった「大学附属病院における看護師のメンタルヘルスに関する研究」に係る回答書の開示を求める。

対象調査を次に記す。

① 2011年新人看護師への第1回調査（2011年4月）と第2回調査（2012年6月）

★本研究の医の倫理審査会審査請求は平成23年（2011年）6月10日であり、承認日は平成23年（2011年）8月5日であるので、少なくとも、2011年度新人看護師への2011年4月調査は学内規程違反である。

② 2011年度新人看護師へのその後の調査

③ 2012年度以降2015年度までの新人看護師への調査

理由：同処分で開示された法人文書「平成25年度筑波大学附属病院看護師メンタルヘルス調査（新人看護師用）（2年目看護師用）」の中の「大学附属病院における看護師のメンタルヘルスに関する研究」（これは、被験者への趣旨説明文書である。）に、「本研究は、筑波大学医学医療系と筑波大学附属病院看護部の共同で『大学附属病院における看護師のメンタルヘルスに関する研究』として実施されるものです。現在の看護師の労働環境は決して十分なものではなく、今後、過重労働やメンタルヘルス対策の改善・推進が望まれています。本研究の目的は、みなさんの『労働環境*1』と『健康関連データ*2』を解析することによって、将来、メンタルヘルスにおける予防プログラムを開発することにあります。」とあり、本研究が筑波大学により組織的に行われていることは明らかである。したがって、回答書は法人文書となる。

同処分で開示された法人文書「医学医療系医の倫理審査委員会審査申請書（変更申請）」の欄「12 試料等の保存」で、「研究機関終了後も一定期間試料等を保存する」・「研究期間終了後の保存期間：平成29年3月31日まで」と申請され、承認されているので、回答書は保存されていることは明白である。

イ 趣旨2

開示されなかった平成23年度・平成24年度・平成26年度・平成27年度の調査票の開示を求める。

理由：平成23年度から平成27年度までの5年度の調査票を開示請求し、5年度分の開示請求手数料1,500円を支払ったにもかかわらず、開示・言及された文書は平成25年度分のみであったため。

ウ 趣旨3

隠ぺいされた医の倫理委員会審査申請書（変更申請）の開示を求める。

理由：研究責任者であった医学医療系特定研究者Aは、開示請求段階で筑波大学に在籍していなかったため、研究責任者に係る変更申請書がなければならない。無い場合は、学内規程違反である。

エ 趣旨4

隠ぺいされた医の倫理委員会審査申請書（変更申請）の開示を求める。

理由：特定研究者Bほかは、「新人看護師の職業性ストレスと抑うつ度の関連に関する縦断研究」と題して、2011年度

(平成23年度)の新人看護師への1年間の追跡調査の内容を学会で報告している。開示された変更申請書(申請日平成25年10月30日, 連携研究員に特定研究者Bを追加など)だけでは, 平成25年8月31日~9月1日開催の第23回体力・栄養・免疫学会での特定研究者Bほかの発表はできない。無い場合は, 学内規程違反である。

(2) 意見書

ア 諮問庁(筑波大学)が主張する不開示理由での「本研究は, 研究代表者である本学の医学医療系の教員が主体となって行われるもので, 本学の管理監督者からの指示の下で行われるものではない。その研究の一環として実施したアンケートは, あくまでグループの研究のために使用されるもので, 法人組織としての利用を予定しているものではない。」は, 虚偽である。

なぜなら,

①平成25年度筑波大学附属病院看護師メンタルヘルス調査(新人看護師用)と同(2年目看護師用)に, 「筑波大学附属病院では看護師の職場環境の整備に努めており, 年々改善はされていますが, まだまだ不十分な点多々ございます。本調査は, 今後の改善のステップの基礎資料として活用され, 皆様の生活・職場環境改善の上で重要なものとなりますので, どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。」と説明されており, 法人組織(筑波大学附属病院)として利用を想定している。

②アンケート用紙への添付文書「大学附属病院における看護師のメンタルヘルスに関する研究」に「本研究は, 筑波大学医学医療系と筑波大学附属病院看護部の共同で『大学附属病院における看護師のメンタルヘルスに関する研究』として実施されるものです。」と説明されており, 管理監督者である附属病院看護部が参画している。

③同添付文書に, 「本アンケートは筑波大学附属病院における心の健康作り施策の一環として実施するものであり, 」や「皆様の健康管理のためにメンタルヘルスの不調が疑われる場合には研究協力者から産業医へ連絡し, 個別のフォローをさせて頂く場合があります。」と説明されており, 法人組織(筑波大学附属病院)として利用を想定している。

④当該“グループ”は, 法人組織である。

イ 諮問庁(筑波大学)は「本アンケートは, (中略)極めて慎重に取り扱う必要があることから不開示とした。」と主張するが, アンケートIでの問1(名前)・問2(性別)・問3(年齢)・問4(子の数)・問5(学歴)・問6(最終学歴)とIX(自由記載)を除い

て、開示すべきである。

ウ 諮問庁（筑波大学）が主張する「研究室実習の範疇でまとめられ、この時点作業制限を設ける程のデータの取扱いは行っていないため、変更申請を行う必要性はなかった。」は承服できないが、“隠ぺい文書はない”との主張を確認した。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件不服申立てに係る請求対象文書について

「大学附属病院における看護師のメンタルヘルスに関する研究」（疫学研究倫理審査申請書，受付番号：82，受付年月日：平成23年6月10日，研究機関：倫理委員会承認後～平成28年3月31日）に係る，次の法人文書

- ・ 回答票
- ・ 平成23年度，平成24年度，平成26年度及び平成27年度の調査票
- ・ （今回開示したもの以外の）医の倫理委員会審査申請書（変更申請）

2 不服申立てに係る開示決定等（原処分）維持が適当と考える理由説明について

(1) 【趣旨1 関係】「大学附属病院における看護師のメンタルヘルスに関する研究」に係る回答票：【不開示】

（理由）本研究は，研究代表者である本学の医学医療系の教員が主体となっており行われるもので，本学の管理監督者からの指示の下で行われるものではない。その研究の一環として実施したアンケートは，あくまでグループの研究のために使用されるもので，法人組織としての利用を予定しているものではない。

以上から法2条2項に規定する法人文書には該当しないと考えている。

また，本アンケートは，メンタルヘルス調査を目的とするものであり，回答内容そのものは，統計的に処理して使用することを明記したうえで実施されており，極めて慎重に取り扱う必要があることから不開示とした。

(2) 【趣旨2 関係】平成23年度，平成24年度，平成26年度及び平成27年度の調査票：【不開示】

（理由）今回不服申立ての対象となっている平成23年度，平成24年度，平成26年度及び平成27年度の調査票については，前述のとおり，本学の管理監督者からの指示の下で行われるものではなく，あくまでグループの研究のために使用されるもので，法人組織としての利用を予定しているものではない。よって，法2条2項の「法人文書」には該当しないと判断し，不開示とした。

なお，平成25年度の調査票にあつては，医の倫理委員会審査申請書

(変更申請)の添付資料であり、組織として決裁を受け、共用されている法人文書の一環として開示したものである。

(3) 【趣旨3, 4関係】(今回開示したもの以外の)医学医療系医の倫理委員会審査申請書(変更申請)：【不開示】

(理由)変更申請は変更の必要があった時のみ提出されるものであり、研究期間中の平成25年度に1度のみ変更申請を行っていた為、今回開示を行った。

なお、特定研究者Aは、開示請求段階(平成25年9月19日)において、既に本学に勤務しており、変更申請を行う理由はない。また、変更申請(平成25年10月30日)で追加された研究者が加わっている学会発表(平成25年8月31日～9月1日)は、研究室実習の範疇でまとめられ、この時点で作業制限を設ける程のデータの取扱いは行っていないため、変更申請を行う必要性はなかった。

以上、平成25年度以外に変更申請を行っておらず、不存在のため、不開示とした。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成28年4月25日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年5月20日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ | 同月23日 | 審議 |
| ⑤ | 同年8月1日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年9月12日 | 審議 |
| ⑦ | 同年10月6日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、一部開示する原処分を行った。

異議申立人は、本件対象文書の外にも開示請求の対象として特定すべき文書があるはずであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の該当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定に係る判断について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 理由説明書(上記第3)記載のとおり、本件開示請求に係る研究(以下「本件研究」という。)は、本学の管理監督者からの指示の

下で行われるものではなく、研究代表者である教員が主体となって行われるもので、その研究の過程で作成、取得された文書は、あくまで上記教員（グループ）の研究のために使用されるもので、法人組織としての利用を予定しているものではない。このため、上記の各文書はいずれも教員の研究室において、法人文書管理規程の適用を受けず教員の判断で保存又は廃棄ができるものとして管理されていた。

ただし、同研究の実施に当たっては医の倫理委員会の審査を受けており、同委員会に提出された審査請求書（変更申請）である文書1及びその添付資料とされた文書2については、いずれも組織として決裁を受け、共用されている法人文書であることから、原処分において開示決定等の対象とされたものである。

イ 今回、改めて確認を行ったところ、以下のとおりであった。

（ア）文書1以外の変更申請書等について

開示請求書において言及されている受付番号82号の審査申請書と、文書1として特定された審査申請書（変更申請）（受付番号82-2号）の間に、審査請求書（変更申請）が1件提出されており（受付番号82-1号）、また、同申請書に、変更前の旧調査票（平成25年度分。なお、同年度の調査には変更後の調査票が使用され、この調査票は使用されていない。）が添付されていることが確認された。

当該審査請求書及びその添付書類である旧調査票については、改めて開示決定等の対象として特定すべきと判断する。

（イ）その余の調査票について

A 平成23年度及び同24年度の調査票について

当該年度の調査票については、医の倫理委員会審査申請書に添付された文書の存在は確認されなかった。これは、次の理由による。

筑波大学では、教育研究体制の改革の一環として、教員の所属組織は、平成23年10月に「研究科」から「系」へと変更され、倫理委員会も、「研究科主催」から「系主催」へと移行した。平成24年度までの調査票に対応する倫理審査は、人間総合科学研究科の倫理委員会に諮られているが、「臨床研究の倫理指針」に紐付いた委員会ではなく、臨床研究の案件があった場合に、附属病院で審査されるもので、詳細なプロトコルの添付も必要なく、アンケート自体を添付する必要もなかったものである。

また、当該年度の調査票については、教員がその研究用の資料

として保有しているものが存在するが、これは上述のとおり法人文書には該当しないと考える。具体的に説明すると、下記ウのとおりである。

B 平成26年度及び同27年度の調査票について

本件研究は、当初の計画では、複数年アンケートを実施し、職場環境の何が問題なのかを分析して職場環境改善の提言としてフィードバックするはずであったが、特定事象の発生により、当初の研究期間を満了せず平成25年度で終了させることとなった。そのため、平成26年度以降の調査票はそもそも存在しない。

(ウ) 回答票について

当該文書については、研究者において厳重に保管されていたが、本件研究の終了（平成25年度）後、所定の期間を経過した時点でシュレッダー処理されており、開示請求時点では既に存在していなかったことを確認している。

ウ 教員の保有する平成23年度及び同24年度の調査票が法人文書に該当しないと判断する理由について

(ア) 筑波大学の教員は、個々の研究を実施するため外部資金を獲得しているが、外部資金を獲得できない場合であっても、大学から配分されている校費（教育研究基盤経費）により、自由な発想で自由な研究を継続している。その研究内容については、大学が何ら規制をするものではなく、教員個人が自由に計画立案して行うものであり、校費による研究であっても、個人の研究として取り扱われている。

(イ) 本件研究は、医学医療系長等からの指揮・命令・依頼に応じて行われたものではなく、研究代表者である教員の自律性・自発性に基づき行われたものである。なお、同研究は研究グループで実施しているものの、当該研究の遂行だけの集まりであり、恒常的に構成された組織で実施しているわけではない。

また、今回、実施したアンケートについては、医学医療系（当該教員の所属組織）や附属病院はその実施を承諾したにとどまっており、看護部の好意による配付及び回収上の協力はあったものの、データ分析等については、何ら関与する権限を有してはいない。医の倫理委員会申請書の研究計画書上においても、附属病院と共同で研究を企画しているという記載にはなっておらず、アンケートの研究説明書に共同で実施されると記載のあるのは、対象となる看護師が安心してアンケートに参加しやすくするためであり、附属病院はアンケート実施場所としての位置付けにすぎない。例えば、アンケートの説明書に附属病院の関係者が責任者として連名で記載はされて

いない。

また、同研究は職業性ストレスの実態把握、各種ストレス調査及び精神的健康度と医療の質の関連性を明らかにすることを目的とするものであり、今回、筑波大学附属病院を対象としたのは、研究者の産業医としての従事場所が同病院であり、近隣で効率的に調査できることから、調査対象機関の一つとして選定されたにすぎない。

(ウ) 研究の成果物は、基本的に研究者に帰属する。当該研究は、日本の医療の現場の充実のための施策検討が最終目標であり、継続的にデータを収集し、その結果を分析して、医療の現場への提言を行うことを目的としている。よって、筑波大学附属病院といった特定の職場環境の提言を行うための研究ということではない。また、このような研究を実施する場合は、必ず、協力機関に対し、成果のフィードバックを行うことが通例となっており、また、協力を促すためにその旨を説明書きやアンケート調査後の礼状で宣言したにすぎない。フィードバックによる改善の効果そのものが研究であり、将来的にはこれらの手法が他の病院へも効果的か検証することとなる。したがってフィードバックされた成果は、筑波大学附属病院と共有するものではない。

(エ) 以上のことから総合的に判断し、教員の管理する平成23年度及び同24年度の調査票は、筑波大学が組織的に用いるものとして保有している法人文書には該当しないと考えるものである。

(2) 上記諮問庁の説明を踏まえて検討すると、新たに存在が確認されたとする別紙の3に掲げる文書が本件開示請求の対象として特定すべき文書であることは明らかである。

また、当該変更申請書及び本件対象文書の外に、本件開示請求の対象として特定すべき文書の存在は確認されなかった旨の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る特段の事情も認められない。

したがって、筑波大学において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として、別紙の3に掲げる文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、筑波大学において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の3に掲げる文書を保

有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をするべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

特定研究（疫学研究倫理審査申請書，受付番号 82，受付年月日：23.6.10，研究期間：倫理委員会承認後～平成28年3月31日）に係る，次の法人文書

(1) 変更申請書

(2) 調査票と回答票

2 本件対象文書

文書1 医学医療系医の倫理委員会審査申請書（変更申請）

文書2 平成25年度調査票

3 新たに特定すべき文書

特定研究に係る受付番号 82-1号の変更申請書及びその添付書類である平成25年度の旧調査票